

ごかのお知らせ

役場の代表電話は
☎0280(84)1111です

お知らせ

第三者行為の届出を お願いいたします

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方が、第三者（自分以外）の行為によって負傷したり病気になる場合でも、保険証を使って医療機関で診療を受けることができます。本来は、その場合の治療費は加害者が負担するべきものですので、町が治療費を立て替え、加害者にその治療費を請求します。第三者の行為で負傷し、保険証を使って治療を受ける場合は、町民税務課 保険係に速やかにご連絡ください。

◆第三者行為とは

・交通事故 自動車・自転車など

・自損事故 けんか・他人の犬に噛まれたなど

◆仕事中的けがや病気の場合

原則として労災保険が適用されます。労働中の災害と認められる場合に保険証を使って受診すると、後に医療費の全額を返還する必要があります。保険証を使って治療を受ける場合は、必ずご連絡ください。※個人事業主など一部例外があります。

◆注意事項

相手方との取り決めや示談をする前に届けてください。内容により、第三者行為による治療費であっても、被保険者ご自身で負担しなければならなくなる場合があります。

○お問い合わせ

町民税務課 保険係
☎(84)1965(直通)

歯周病予防検診

歯周病は生活習慣病など病気の原因となるとされています。歯周病の早期発見、早期治療を目的に『無料の歯周病予防検診』を実施しています。

対象の方でまだ受診されていない方は、この機会にぜひ受診しましょう。

○対象者

国民健康保険に加入している方のうち、年度内に55歳から74歳までの年齢に達する方

○実施期間 令和8年1月31日(土)まで

※無料検診は、この期間中1回限りとなります。

○申込期限 9月30日(火)まで
電話での申込になります。

※申込後に受診券等関係書類を送付します。

○受診場所

申込後に送付する「実施医療機関一覧」に記載のある歯科医療機関

○受診方法

歯科医院に町が実施する歯周病予防検診で受診することを伝え、予約をしてください。

※検診料は無料ですが、治療をおこなう場合は別途料金がかります。

○申込・お問い合わせ

町民税務課 保険係
☎(84)1965(直通)

五霞町庁舎複合化基本計画の見直しをおこないました

令和6年4月に策定した五霞町庁舎複合化基本計画について、複合庁舎施設と隣接した区域に

商業施設を誘致することで新たな生活拠点として賑わいと交流の創出を図るため、本計画の見直しをおこないました。

○見直し事項

- ・複合庁舎の建設地および規模
- ・公民館の移転計画
- ・平地林の取り扱い
- ・防災拠点としての整備方針
- ・複合庁舎建物の整備方針
- ・事業計画

なお、見直し事項の詳細については、町公式ホームページをご確認ください。



○お問い合わせ

特定プロジェクト推進課
庁舎建設推進係
☎(84)3347(直通)

消防協力金の報告と御礼

消防団の活動支援のためにお願いしておりました協力金が789,000円集まりました。

みなさんの温かいご支援に厚く御礼申し上げます。協力金は、消防団の活動資金の一部として大切に活用させていただきます。

○お問い合わせ

総務課 防災係
☎(84)1111(内線202)